

平成28年（行ツ）第163号

平成28年（行ヒ）第172号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成26年（行コ）第11号愛知県議会議員政務調査費住民訴訟事件について、同裁判所が平成27年12月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

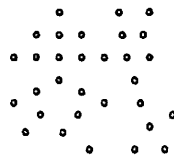
理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成28年12月15日

最高裁判所第一小法廷

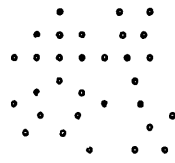
裁判長裁判官 小 池 裕

裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 池 上 政 幸

裁判官 大 谷 直 人

裁判官 木 澤 克 之



当事者目録

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

上告人兼申立人	愛知県知事	大村秀章
同訴訟代理人弁護士	南谷直毅	
同指定代理人	鈴木篤誠	
	阪野誠	
	大場創介	
	池田浩人	
	柴田敏章	
	森谷規生	
	小島秀章	
	青山竜治	

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県議会議事堂内

同補助参加人	自由民主党愛知県議員団
同代表者団長	中野治美

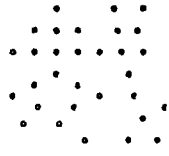
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県議会議事堂内

旧名称民主党愛知県議員団

同補助参加人	民進党愛知県議員団
同代表者団長	富田昭雄

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県議会議事堂内

同補助参加人	公明党愛知県議員団
同代表者団長	渡会克明



上記3名訴訟代理人弁護士

後 藤 武 夫
鈴 木 智 洋
同訴訟復代理人弁護士 平 田 健 人

名古屋市東区

被上告人兼相手方

名古屋市西区

被上告人兼相手方

名古屋市昭和区

被上告人兼相手方

名古屋市守山区

被上告人兼相手方

愛知県豊田市

被上告人兼相手方

愛知県瀬戸市

被上告人兼相手方

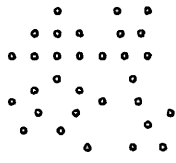
名古屋市西区

被上告人兼相手方

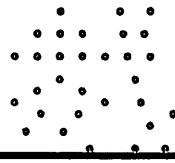
名古屋市千種区

被上告人兼相手方

上記8名訴訟代理人弁護士



滝田誠一
新海聡



これは正本である。

平成28年12月15日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 竹内信俊

